

あたらしいを、あたりまえに

J:COM

資料 5 - 7

公正競争ワーキンググループ（第5回）

事業者ヒアリング資料

2024年4月23日

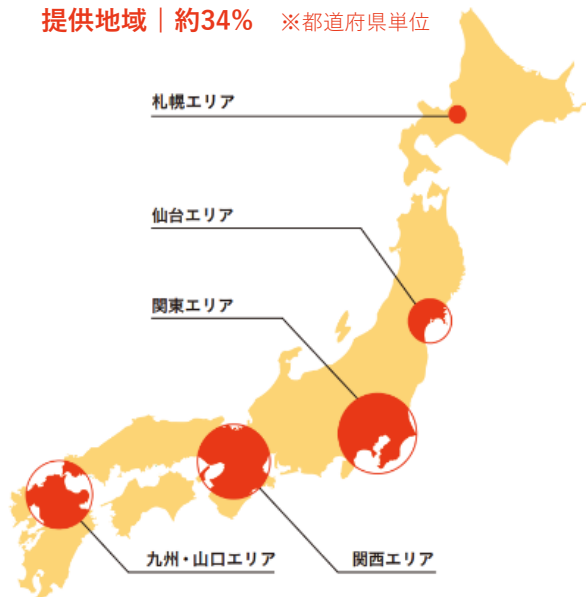
JCOM株式会社

当社概要

- J:COMは、加入者宅へのアクセス網（ラストワンマイル）を自ら設備設置しサービスを提供してきた、日本最大のケーブルテレビ事業者

サービスエリア

提供地域 | 約34% ※都道府県単位



会社名

JCOM株式会社

連結売上高

8,288億円

2022年度 ※国際会計基準(IFRS)

従業員数

16,305名

2023年9月現在

加入世帯数

567万世帯

2023年9月現在

コミュニティチャンネル視聴可能世帯数

1,413万世帯

2023年9月現在

事業領域

ケーブル・プラットフォーム事業



メディア・エンタテインメント事業



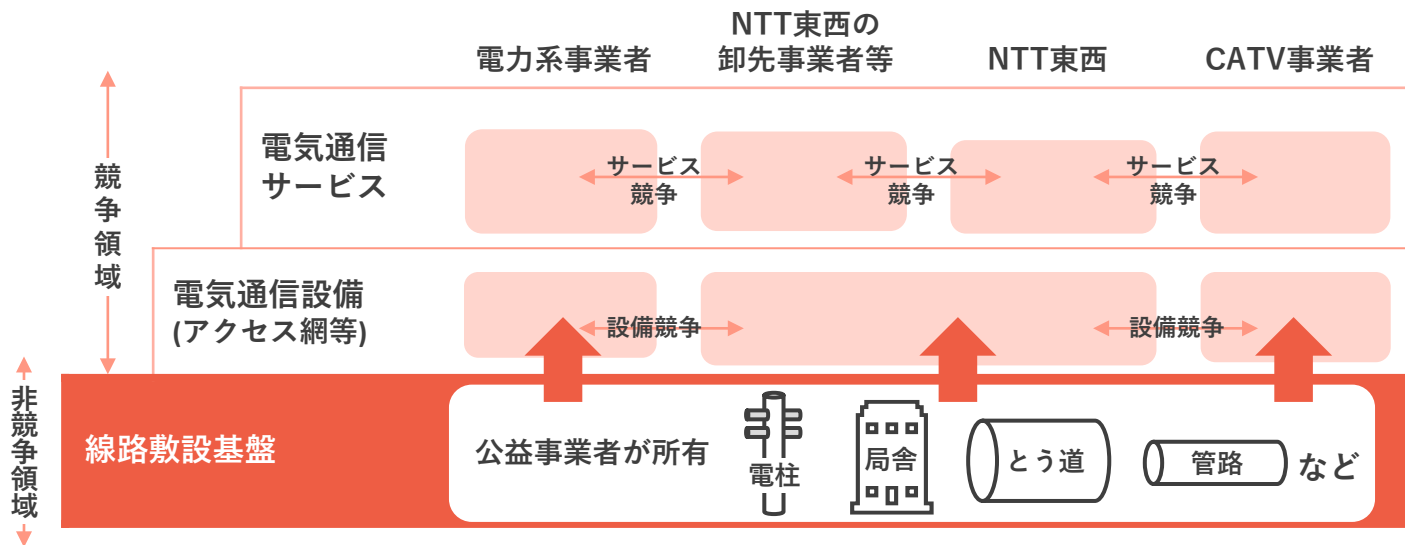
地域メディアとしての情報発信



電気通信事業の競争政策

電気通信事業における設備競争

- 日本の電気通信事業政策は「設備競争」をベースとしており、現在も変わらないものと認識
- J:COMを含むケーブルテレビ事業者は、NTT東西等が所有する線路敷設基盤を利用してインフラを構築し「設備競争」を牽引



公正競争ワーキンググループ（第4回）事務局資料（2024年3月28日）を基に作成

⇒ 公正な「設備競争」の推進のため、特別な資産を受け継ぐNTT東西等に対し「構造規制」が課されている

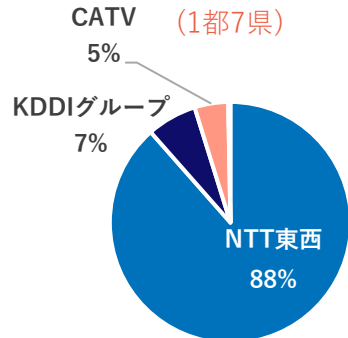
- 「設備競争」により、事業者による技術開発や、サービスの高度化等が図られてきた
- J:COMは2007年、ケーブルテレビインターネットの世界標準規格（DOCSIS）を用い、160Mbpsのサービスを世界に先立ち実用化。国内のみならず世界で最速の商用インターネットサービスを提供

光ファイバ回線の設備シェア

令和4年度

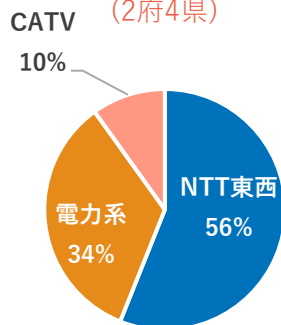
関東

(1都7県)



近畿

(2府4県)



固定通信ネットワークの高度化

1990s

2000s

2010s

2020s

ISDN

64kbps～128kbps

ADSL

下り：数Mbps～数十Mbps
上り：数百kbps～数Mbps

CATV

下り：数Mbps～数Gbps
上り：数百kbps～数百Mbps

FTTH

数百Mbps～数十Gbps

電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（総務省 2023年8月）を基に作成
※「CATV」にはJ:COMグループが含まれ、「KDDIグループ」にはJ:COMグループは含まれない

令和元年版 情報通信白書（総務省 2019年7月）を基に作成

■ 電気通信事業における公正競争は、「行為規制」と「構造規制」で担保

行為規制

電気通信事業法

- 非対称規制
市場支配的事業者による特定の電気通信事業者の不当な優遇等の禁止

事業法 第128条 第1項	認定電気通信事業者は、電柱・管路や鉄塔等の設備保有者に対し、その使用権の協議を求めることが可能である旨を規定
---------------------	--

公益事業者の 電柱・管路等 使用に関する ガイドライン	認定電気通信事業者・設備保有者双方が遵守すべき標準的な取扱方法を規定
--------------------------------------	------------------------------------

構造規制

NTT法

- 業務範囲規制
NTT東西の移動通信事業、ISP事業への参入禁止
- 分離・分割規制
NTT東西の分離

事業法における行為規制

■ 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の主な規定内容

主な規定内容

対象設備

電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の線路・空中線を設置するために使用できる設備

適用対象

電柱・管路等：電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者 鉄塔等：電気通信事業者

設備提供の原則

①公正性の原則、②無差別性の原則、③透明性の原則、④効率性の原則

貸与拒否事由

設備使用の申込みを受けたときは、空きが無い場合等、一定の場合を除き拒否しない

貸与の対価

公正妥当な方法により算定された原価に基づく適正な設備使用料

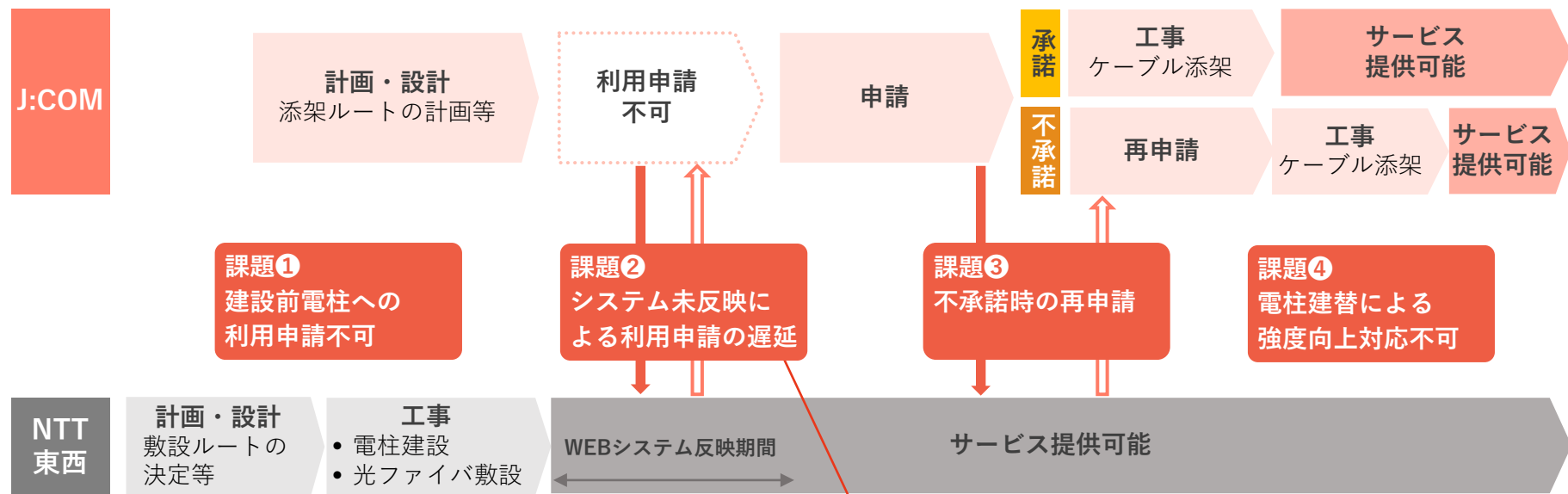
契約解除事由

契約違反や予期できずに設備を自ら使用せざるを得ない場合は、契約を解除できる

出典：情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第47回） 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について（総務省 2019年3月19日）

■ ケーブルテレビ事業者がNTT柱を利用してアクセス回線を敷設するにあたり、課題が存在

新設電柱を利用してサービス提供するまでの一般的な流れ



当社が電柱の建設を確認後1~3か月後にWEBシステムに反映される1年近く未反映だった事例もある

電柱利用における課題（NTT柱と電力柱の比較）

課題	NTT柱	電力柱
課題① 建設前電柱への利用申請	<ul style="list-style-type: none">原則不可	<ul style="list-style-type: none">一部電力会社では相談ベースで可能
課題② 建設済み電柱への利用申請	<ul style="list-style-type: none">建設済みであっても利用申請用のWEBシステムへの反映に時間がかかるケースが散見	<ul style="list-style-type: none">概ね建設直後より利用申請用のWEBシステムに反映され、スピーディな申請が可能
課題③ 利用申請に対する承諾状況及び、不承諾時の理由開示	<ul style="list-style-type: none">NTT柱は電力柱に比べ1次不承諾率が高い傾向（2022年度より1次不承諾率が増加傾向）不承諾の理由の大半は「強度不足」 ⇒算出根拠が開示されないため、設計変更（強度計算）の目安がつかない不承諾における明確な理由が示されないため、複数回の利用申請を要する事例あり ⇒非効率かつサービスまでに時間を要する	<ul style="list-style-type: none">一部電力会社では可能
課題④ 利用者側費用負担による電柱の建て替え	<ul style="list-style-type: none">不可	<ul style="list-style-type: none">一部電力会社では可能

構成員限り

【参考】NTT柱と電力柱の1次不承諾率比較

11

あたらしいを、あたりまえに

J:COM

構成員限り

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインが定める「設備提供の原則」

①「公正性の原則」

設備保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあったときは自己の事業に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する

②「無差別性の原則」

設備保有者は、事業者に設備を提供するに当たり、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしない

③「透明性の原則」

設備保有者は、設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する

④「効率性の原則」

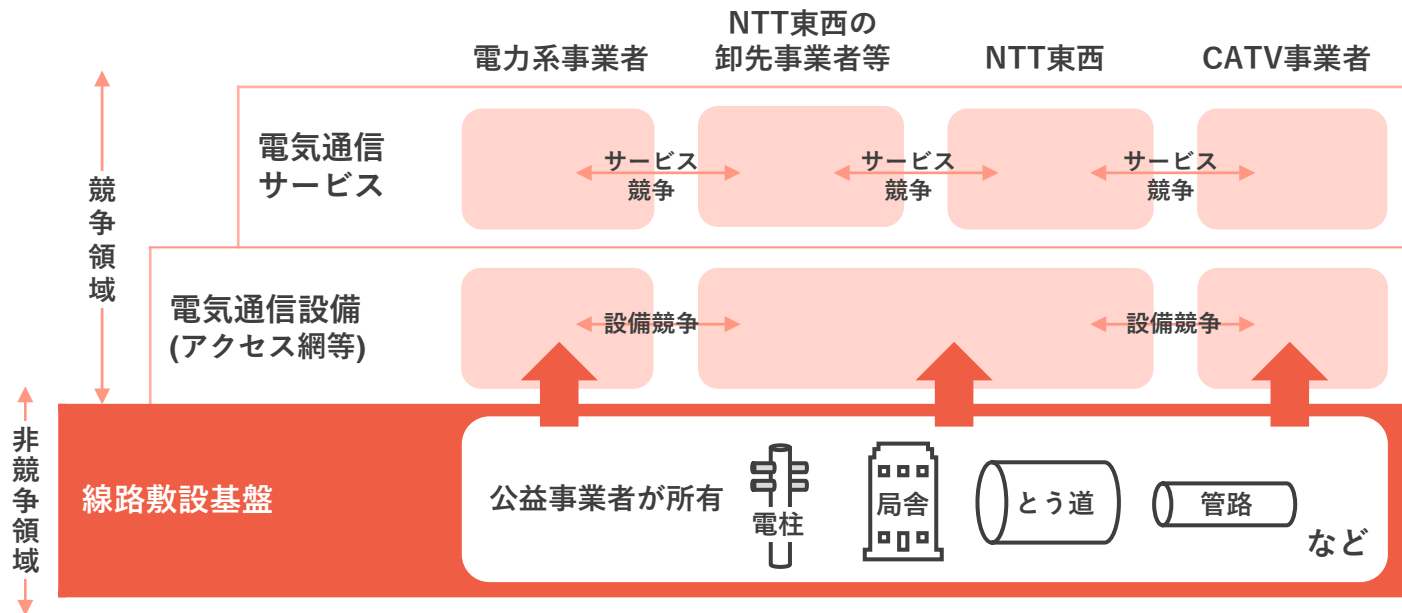
設備保有者は、設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努める

現状の「行為規制」においても、NTT東西の対応は十分とは言い難い

- アクセス回線の敷設に電柱利用は不可欠。上記原則③の「透明性」を高め、必要な強度や不承諾時の「強度不足」の理由を明確に示していただきたい
- NTT東西の電柱を利用する場合、当社のサービス提供は必然的にNTT東西より遅れる。利用申請が可能なタイミングを電力事業者同様に早めることを要望

構造規制の維持

- 「設備競争」ベースの政策において、NTT東西所有の線路敷設基盤の重要性は今後も不変
- NTT東西と他の事業が一体化されると、NTTグループ内で不透明な取引が発生するおそれ
NTT法による構造規制は堅持されるべき

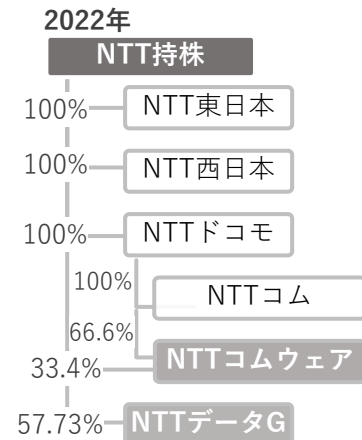
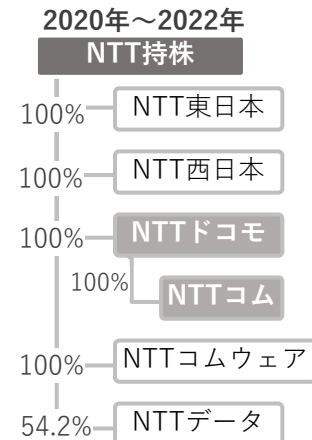
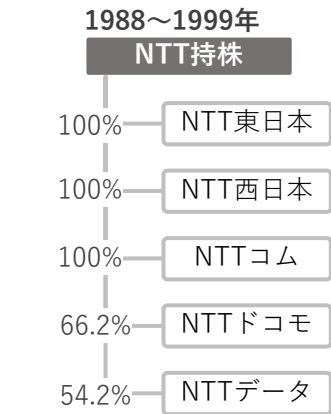


アクセス網の構築には線路敷設基盤の利用が不可欠

NTT法の維持と明文化の必要性

- NTT再編時の目的や精神を無視し、NTT法で禁止されていない再編を実施
- NTT東西と他のNTTグループ会社の統合禁止など、NTT法による明文化が望ましい

NTTの再編



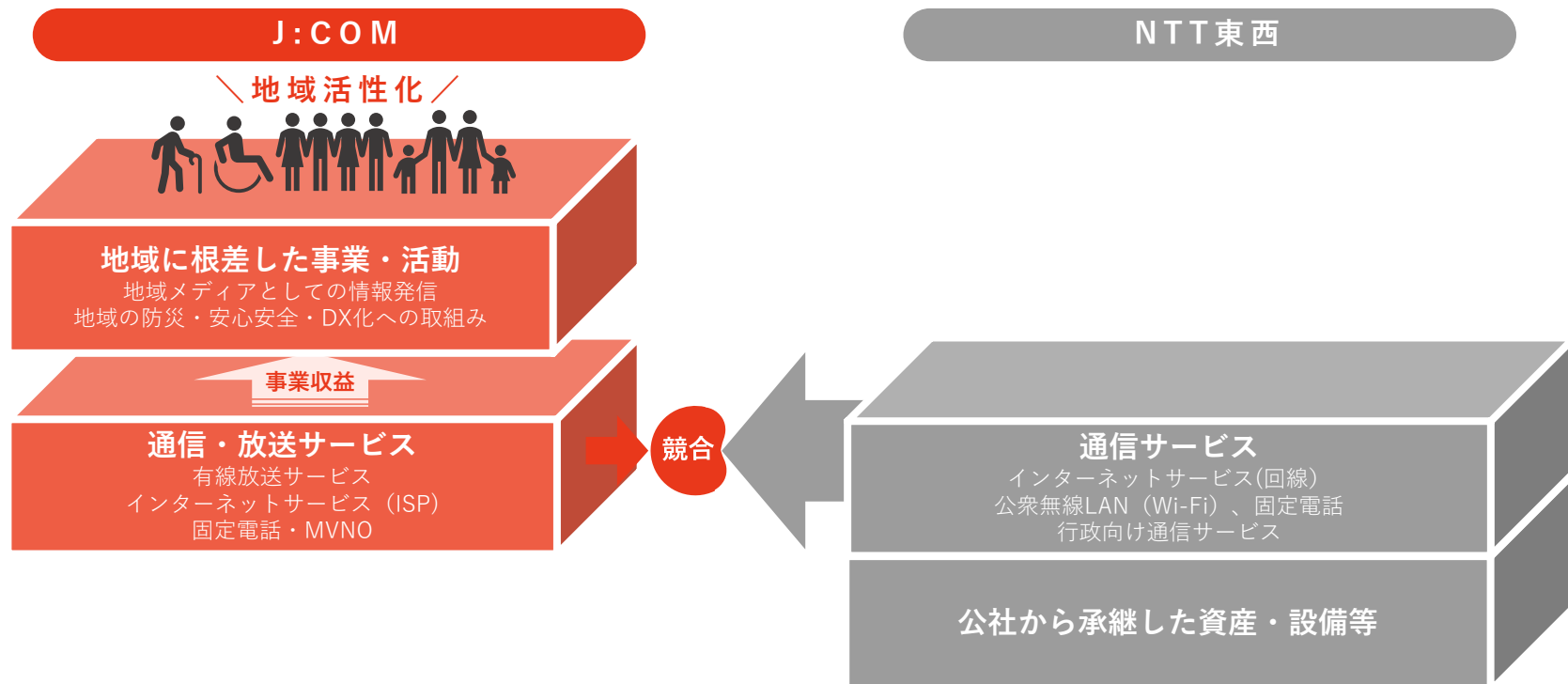
経営の自主性を付与することにより、創意工夫を發揮し、効率的な事業運営を可能とするため、公社を民営化※

公正競争の促進を図るとともに、NTTの国際通信業務への進出を実現するため、東西地域会社、長距離国際会社の4社に再編

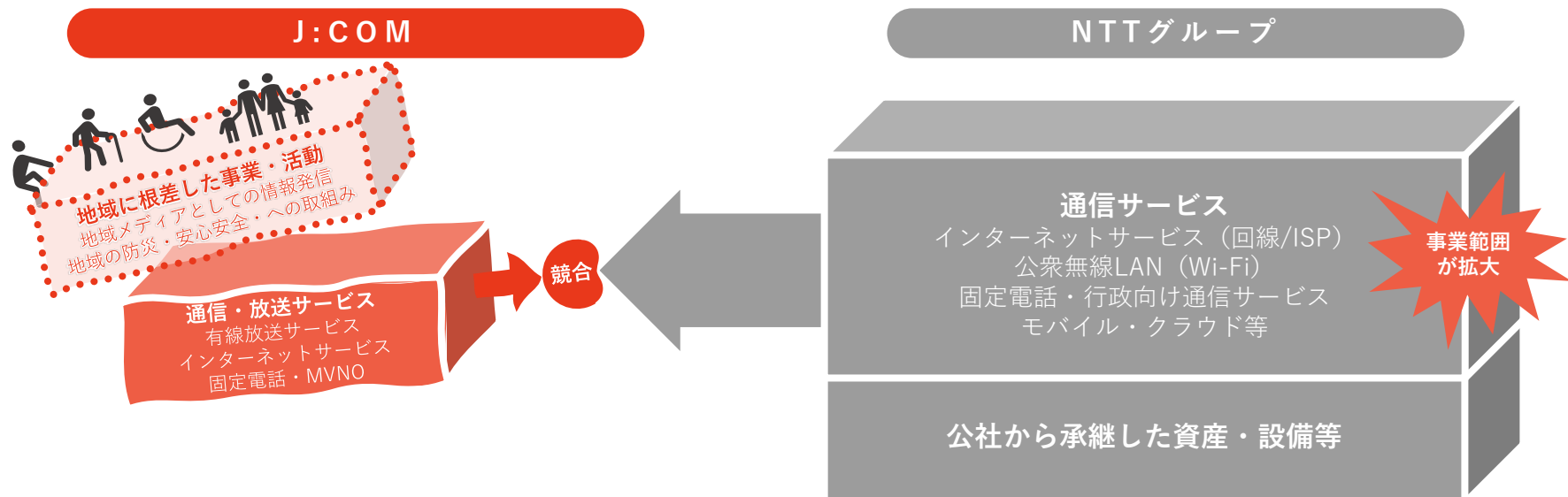
NTT持株によるドコモ完全子会社化、NTTドコモによるコミュニケーションズ・コムウェア子会社化ともに審議会議論なし

NTTコムウェアの統合について、公正競争への影響の説明なし

- ケーブルテレビ事業者は地域密着の企業として、地域に根差した事業展開・地域活動を行っている



- 公社承継資産を有するNTTグループは事業規模も大きく、現状でも各地域の情報通信市場においてケーブルテレビ事業者よりも競争上優位
- 仮にモバイル事業やソリューション事業と一体での事業を提供された場合、他事業者は対抗不可となる



ケーブルテレビ事業者による地域メディアとしての事業活動や地域貢献は継続が困難となる

従来の競争政策は有効に機能、アクセス網の健全な競争が実現していることを前提に

- アクセス網の敷設に電柱利用は不可欠
「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」における提供条件の「透明性」を高め、必要な強度や不承諾時の「強度不足」理由の明示を要望
- 電柱利用においてNTT柱は電力柱と比べて運用に差があることから、NTT柱の利用申請が可能となるタイミングを電力柱同様に早めることを要望

アクセス網において、線路敷設基盤の重要性は今後も変わらず

- 線路敷設基盤を有するNTTグループ内での不透明な取引を防ぐため、構造規制を担う「NTT法」は堅持されるべき
- なし崩しのグループ再編を防止するための規制を、「NTT法」にて明記することを要望

あたらしいを、あたりまえに

J:COM

